

平成二十年五月十五日提出
質問第三八七号

山口県各市等の自治体における後期高齢者医療制度と今年三月までの旧制度との保険料の比較
に関する再質問主意書

提出者 山井和則

山口県各市等の自治体における後期高齢者医療制度と今年三月までの旧制度との保険料の比較
に関する再質問主意書

山口県各市等の自治体における後期高齢者医療制度と今年三月までの旧制度との保険料の比較に関する質問に対する答弁について、次のとおり質問する。

一 平成二十年五月一日に提出した、「山口県各市等の自治体における後期高齢者医療制度と今年三月までの旧制度との保険料の比較に関する質問主意書」質問七に対する答弁では、「今年三月以前に市町村が行う国民健康保険に加入しており、基礎年金のみを収入として一人暮らしをしていた方が、今年四月に後期高齢者医療の被保険者となった場合においては、国民健康保険の保険料に比べ後期高齢者医療の保険料の方が安くなるものと承知している」とあるが、なぜか。その根拠をお教えいただきたい。

二 国民健康保険の保険料に比べ後期高齢者医療の保険料が、高くなるケースはないのか。
右質問する。